第14回定時株主総会 招集ご通知

UZABASE

株式会社ユーザベース / 証券コード 3966

開催日時

2022年3月25日 (金)

午後7時 (開場 午後6時)

開催場所

東京都港区六本木七丁目7番7号
TRI-SEVEN ROPPONGI 3階

SPEEDA
NEWS PICKS
FORCAS
INITIAL
UB VENTURES
AlphaDrive
MIMIR
SPEEDA EDGE
UB Datatech

株主の皆様へ

平素よりユーザベースをご支援いただきまして誠にありがとうございます。2016年に東証マザーズに上場して以来、ユーザベースは以下の3つの約束を大切に活動してまいりました。
3月25日に開催いたします「第14回定時株主総会」の終了後には、株主の皆様とのオープンで率直なコミュニケーションを実現するため、新体制での当社役員によるパネルディスカッションの実施も予定しております。忌憚のないご意見を賜れますと幸いです。

Co-CEO
稲垣 裕介

Co-CEO
佐久間 衡

ユーザベース 株主・投資家の皆様への3つの約束

1.「経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」このパーパスの実現に向けて忠実に行動します。

世界中の人々に良質な経済情報を提供し、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくるためにユーザベースは存在しています。誰もがビジネスを楽しめる世界とは、社会、企業、個人、それぞれのパーパスが調和的に実現されている世界。経済情報にはその世界をつくる力があると信じています。少しでもより良い世界をつくるために、パーパスに対して忠実に行動する事を約束いたします。

2.良い時も悪い時も、正直に話します。

株主となって頂くためには、正しくユーザベースの事を理解して頂く事が全てのスタートラインであると考えています。そのためにも、出来る限り情報の透明性を高める事が必要です。そしてそれは良い時だけでなく、悪い時こそしっかり開示する事を約束いたします。

3.有言実行を積み重ねる事で、信頼を獲得していきます。

株主の皆様に信頼して頂くための最短経路は、有言実行を積み重ねる事でしかないと考えています。但し、今迄もそうでしたが、これからも挑戦をした結果、時には失敗してしまう事があるかもしれません。もし失敗し、有言実行を実現できなかった時は深く反省し、最速で改善してまいります。株主の皆様に信頼頂けるよう、行動と結果を大切にしていく事を約束いたします。

証券コード　3966
2022年３月10日

株　主　各　位

東京都港区六本木七丁目７番７号
株式会社ユーザベース
代表取締役Co-CEO　稲垣 裕介
代表取締役Co-CEO　佐久間 衡

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主総会は株主様と会社との大事な対話の機会であり、本来であれば多くの株主様にご出席を賜りたく存じます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関する現状を鑑み、**今年度、株主様におかれましては、可能な限り、議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをお願い申し上げます。**お手数ながら後記のご案内に従って、株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2022年３月24日（木曜日）午後６時までに書面が到着するようご送付いただくか、又はインターネットによって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　　2022年３月25日（金曜日）　午後７時
２．場　　所　　東京都港区六本木七丁目７番７号
　　TRI-SEVEN ROPPONGI ３階
３．目的事項
　報告事項
　　１．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第14期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　議　　案
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付による株式報酬制度導入に伴う報酬等の額設定の件

第７号議案　監査等委員である取締役に対する事後交付による株式報酬制度導入に伴う報酬等の額設定の件
第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
第９号議案　監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以上

＜ご来場自粛のお願い＞

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

・議長及び一部の役員は来場いたしますが、その他の出席役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場いたしません。

・議決権行使・ご質問等は、当社指定のウェブサイト等からも受け付けておりますので、ご活用ください。

◎新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。（招集ご通知発送以降に総会運営に変更が生じた場合も、同じウェブサイトに掲載致します。）

＜パネルディスカッションへのご参加方法＞

◎当日インターネット出席される株主様は、パネルディスカッションにおきましても、定時株主総会と同様のライブ配信サイトよりご視聴いただけます。

<インターネットによる開示について>

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.uzabase.com/）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.uzabase.com/）に掲載させていただきます。本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

事業報告……	主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針
連結計算書類……	連結株主資本等変動計算書、連結注記表
計算書類……	株主資本等変動計算書、個別注記表

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（2）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）インターネットによる議決権行使は、2022年３月24日（木曜日）の午後６時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が

必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

<インターネット出席（バーチャル株主総会）のご案内>

本総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に当社専用のウェブサイトからインターネット上で株主総会に出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権の行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、是非インターネット経由でご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、バーチャル株主総会サイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※バーチャル株主総会サイトをご利用される場合、注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年３月25日（金曜日）　午後７時から

※予めログインしてお待ちください。

2. アクセス方法

接 続 先 ： https://web.sharely.app/login/uzabase-14

①上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

②接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※ 必要事項：議決権行使書記載の「株主番号」、「郵便番号」及び「保有株式数」

※ 事前に書面にて議決権行使をされ、当日にライブ配信を視聴される場合、議決権行使書の投函前に、「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914

3. 当日の質問及び議決権行使方法

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご入力ください。また、議決権行使につきましては、「株主総会参考書類」と当日の審議を踏まえ、「決議」タブより賛否をご入力ください。

※ 受付時間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※ 株主総会進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。予めご了承ください。

バーチャル株主総会に**ご出席で当日に行使いただける株主様**

以下の総会会場にアクセスしていただき、
ログイン後、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

バーチャル株主総会ウェブ会場
https://web.sharely.app/login/uzabase-14

株主総会開催日時

2022年 3月25日（金）
午後7時

4．事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご入力ください。

［事前質問受付期間］
2022年３月12日（土曜日）午前０時～３月24日（木曜日）午後６時00分

※ 株主総会進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。

以上

注意事項

・インターネット経由にて議決権行使及びご質問が可能ですが、動議の提出はできません。また、当日の動議提案に対する賛否の表明もできません。動議の採決が必要になった場合は棄権又は欠席として取扱うことになりますので、あらかじめご了承ください。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
・事前に書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャル株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
・代理人によるインターネットでの出席はできません。代理人にて本総会へ出席する場合は、株主様ご本人の議決権行使書及び委任状をもって本総会会場へ直接ご出席ください。
・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
・バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
また、ご視聴いただく際の接続料金および通信料等は株主様のご負担となります。
・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
・本総会当日のライブ配信のための撮影は議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・その他配信システムに関するご不明点に関しては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く経営環境については、国内情報サービス業の売上高規模は2020年においては12兆9,102億円（前年比7.0％増）と９年連続で成長を続けています（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2021年２月公表）」）。その中で、SaaS（Software as a Serviceの略称。月額課金や年額課金の仕組みを取っているウェブサービス）の国内市場規模は、年平均成長率が約13％で拡大しており、2025年に向けてDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組みが加速しており、カテゴリーを問わずパッケージソフトからSaaSへの移行ニーズがますます高まっています。加えて新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークが拡大し、IT投資に消極的であった中堅、中小企業においてもソフトウェア導入が進展しています。こうした流れから、SaaSの国内市場規模は2025年には約１兆4,607億円に拡大する見込みです（富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2021年版」）。また、スマートフォンの個人保有率は2020年において69.3％（前年比1.7ポイント増）と普及が進んでいます（総務省「令和２年通信利用動向調査（2021年６月18日公表）」）。更に、インターネット広告費の市場規模は、2019年に初めて２兆円を超えてテレビメディア広告費を抜き、2020年には２兆2,290億円（前年比5.9％増）と拡大しています（株式会社電通「2020年 日本の広告費（2021年２月25日公表）」）。

一方で、2020年３月ごろから拡大している新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく人流抑制や、ワクチン接種の浸透により、一時的に感染者数は大きく減少しました。しかしながら、新たな変異株が流行するなどし、依然として予測が難しい経済状況が継続しています。

今後、withコロナ時代において、クラウドサービス導入や良質なメディアコンテンツなど、当社グループの提供サービスへのニーズは、より一層高まっていくものと認識しています。

このような環境の下、当連結会計年度における当社グループの事業は順調に拡大を続けており、売上高は16,063百万円（前年同期比16.3％増加）、EBITDAは1,904百万円（前年同期比107.5％増加）、営業利益は1,460百万円（前年同期は営業利益104百万円）となりました。また、当社子会社である

UBV Fund-Ⅰ 投資事業有限責任組合が投資有価証券売却益303百万円を計上したこと等により、経常利益は1,576百万円（前年同期は経常損失281百万円）となりました。なお、NewsPicks事業において、国内拠点である「NewsPicks GINZA」からの撤退を決定したことに伴い、減損損失289百万円並びに拠点撤退損失引当金繰入額210百万円を特別損失としてそれぞれ計上したこと及び法人税等を438百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は589百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失6,472百万円）となりました。

また、当連結会計年度より、報告セグメント区分の変更を行っています。

これまでB2B向け事業について、「SPEEDA事業」と「その他事業」に区分して業績開示をしてきましたが、「SaaS事業」セグメントとして統合して開示しています。

同様に、従来「NewsPicks事業」として開示していた、連結子会社である株式会社アルファドライブ、株式会社アルファドライブ高知、及び株式会社ニューズピックスにおいて法人向けに展開している「NewsPicks Enterprise」「NewsPicks Learning（法人版）」を AlphaDrive/NewsPicks（以下、「AD/NP」という。）として、これらも「SaaS事業」セグメントに含める形で開示しています。

さらに、報告セグメントに含まれない事業セグメントである「その他」に含まれていたSPEEDA Edgeも「SaaS事業」セグメントに含めています。

変更理由は以下のとおりです。

① SPEEDA事業とその他事業は共通のコアアセットを活用したSaaS事業であり、また、今後クロスセルを含めたより一体的な事業経営をしていくため

② AD/NPはNewsPicksを活用したSaaSプロダクトによる法人ソリューション事業であること

③ AD/NPと同様に、SPEEDA・FORCAS・INITIALいずれもNewsPicksをサービス上、活用しており、AD/NPのみをNewsPicks事業に含めることが実態にそぐわないため

以上のことから、今後の当社の報告セグメントは、「SaaS事業」と「NewsPicks事業」の２セグメントとなります。

なお、当社は前連結会計年度においてQuartz事業より撤退しています。

各報告セグメントの業績は次の通りです。

なお、当社グループにおいては複数の事業を国内外で展開しており、コーポレート業務に係るコストが複雑化しています。そこで、報告セグメント別の経営成績を適切に反映させるため、グループ共通のコーポレート業務に係るコストを、各セグメントの事業実態に合った合理的な配賦基準に基づき配賦しています。

具体的には、当社グループのコーポレート業務に係るコストを以下の２つに分類し、Direct Costに関しては、費目ごとに事業実態に合った合理的な配賦基準に基づき配賦し、Indirect Costに関しては、各報告セグメントの売上高を基準として配賦しています。

・Direct Cost：提供サービスや事業に直接紐づくコスト
・Indirect Cost：提供サービスや事業に直接紐づかない連結グループ全体経営のために発生する全社費用（例：上場維持コスト、監査報酬、役員報酬など）

また、各報告セグメント別のEBITDAについては、適切に各報告セグメントの収益力を表示する観点から、経営上の業績評価となる指標であるDirect EBITDA及びセグメントEBITDAを表示しています。

セグメント利益又は損失、Direct EBITDA及びセグメントEBITDAは下記の通り算出しています。

・セグメント利益又は損失：Direct Costのみ配賦して算出した金額
・Direct EBITDA：セグメント利益又は損失に、減価償却費及びのれんの償却費を加えた金額（上記Indirect Costである全社費用配賦前の金額）
・セグメントEBITDA：Direct EBITDAに、Indirect Costである全社費用を配賦した金額

■ SaaS事業

SaaS事業では、顧客のアジャイル経営（顧客起点で、変化にスピーディーに適応する経営）の実現をサポートするSaaSプロダクトの提供を行っています。アジャイル経営の実現をサポートするには、顧客の事業戦略・顧客戦略・組織戦略をサポートする必要があると考えており、領域毎に提供しているプロダクトは以下の通りです。

事業戦略：SPEEDA・INITIAL・SPEEDA Edge
顧客戦略：FORCAS・FORCAS Sales
組織戦略：AD/NPで提供しているNewsPicks Enterprise・Incubation Suite

なお、当社ではストック型収益の拡大を重要視していることから、ARR（Annual Recurring Revenueの略で、年間経常収益、サブスクリプションにより得られる今後１年の収益を表します。MRR（Monthly Recurring Revenue）月間経常収益の12倍の値です。）を最重要KPIとしています。

複数のプロダクトを提供している中でも、主力は創業プロダクトであるSPEEDAとなります。SPEEDAは、当連結会計年度においては、国内ではカスタマーサクセスチームを含めた営業組織の強化によって、新規受注が安定的に積み上げられ、また、既存顧客からのアップセルも進みました。中国を中心としたアジア地域においても、新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着きを見せ、新規獲得が進みました。直近12ヶ月平均解約率については、1.0％と第３四半期連結会計期間末から0.2ポイント改善しており、期初に掲げた目標を達成することができました。また、当連結会計年度においては、SPEEDA EXPERT RESEARCHの立ち上げを重点投資領域に掲げ、マーケティングや営業職を中心とした人材採用を強化しています。SPEEDA EXPERT RESEARCHへの投資は順調に進んでおり、SPEEDA上から専門家に質問し、24時間以内に５人以上からテキスト回答が得られる新機能「FLASH Opinion」も売上高の拡大に貢献しています。

SPEEDAからスピンアウトする形で2017年にリリースした、顧客戦略をサポートするFORCASに関しては、エンタープライズ企業での導入も進み、また、2020年にリリースしたFORCAS Salesにおいても、FORCASの顧客における導入が進み、高い成長率を維持しています。

組織戦略をサポートするAD/NPに関しては、NewsPicksを法人向けにカスタマイズした、人材開発と組織活性化を実現するプロダクトである「NewsPicks Enterprise」と、新規事業開発に必要なサポートを１つのプラットフォームにした、新規事業開発特化型の総合支援プロダクト「Incubation Suite」の新規顧客開拓が進み、高い成長率を実現しています。

これらのことから、SaaS事業の当連結会計年度末におけるARRは9,828百万円となり、前年同期比29.5％増と順調に拡大し、当連結会計年度におけるセグメント売上高は10,012百万円（前年同期比32.0％増加）となりました。利益の観点では、主力プロダクトであるSPEEDAが高い収益率を実現している一方で、FORCASやFORCAS Sales、NewsPicks Enterprise、Incubation Suiteといったプロダクトに関しては、高成長を目指すフェーズであるため、積極的な成長投資を行っており、現時点では赤字となっています。そのため、セグメント利益は2,178百万円（前年同期比0.8％減少）、Direct EBITDAは2,388百万円（前年同期比2.1％増加）、セグメントEBITDAは1,580百万円（前年同期比15.4％減少）となりました。

なお、前年同期との比較・分析は、変更後の新セグメントに基づいて記載し

ています（以下、NewsPicks事業についても同様です）。

■　NewsPicks事業

NewsPicks事業においては、前第２四半期連結会計期間において年割契約の有料課金ユーザーが大幅に増加した反動によって、第２四半期連結会計期間に、個人の有料課金ユーザー数の伸び率が鈍化しました。しかしながら、反動の影響は一時的なものであったため、第３四半期連結会計期間以降は再度純増ペースに回復しています。広告売上においても、四半期毎に季節性はあるものの、ビジネスパーソンに信頼されるメディアとしての立ち位置が確立されつつあり、当連結会計年度では安定的に拡大しています。一方、当連結会計年度において、動画コンテンツや、NewsPicks Expertを含むコミュニティ強化に向けた開発投資、マーケティング投資を積極的に実行しました。

これらの結果、当連結会計年度末におけるARRは、2,583百万円（前期比2.6％増加）、当連結会計年度におけるセグメント売上高は6,106百万円（前年同期比15.5％増加）と増加しました。また、セグメント利益は846百万円（前年同期比4.9％増加）、Direct EBITDAは980百万円（前年同期比8.0％増加）、セグメントEBITDAは488百万円（前年同期比15.6％減少）となりました。

②　設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、126百万円です。このうち主なものは、オフィス設備等の取得に伴うものであります。

③　資金調達等の状況

当連結会計年度における資金調達については、運転資金を目的として長期借入金800百万円の資金調達を行いました。

④　対処すべき課題

a.収益基盤の強化及び加速

当社グループは、従来より収益基盤の強化に努めてきました。これまで既存事業の正常収益力の強化及び新規事業の創出又はM&Aによって過去５年間において平均30％を超える売上成長率を果たしてきました。当社グループにおいて、中期的に高い売上高の成長を維持することが最重要課題の一つと考えています。そのために各事業の融合、継続的な機能・利便性・ユーザーインターフェースの向上・改善、コンテンツの一層の魅力の向上を進め、持続的なユーザー価値の拡大を進めていきます。またパーパスである「経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」を実現するための新規事業立上げやM&Aについても積極的に検討していきます。これらの施策を通じて、2021年12月期から2025年12月期を通じた売上高成長率が平均30％以上となることを目指しています。

なお、収益基盤強化のため、同時にグループ全体としての高収益体質へのシフトについても経営上の最重要課題の一つであると考えています。国内事業においては、上場来一貫して黒字幅を拡大してきましたが、引き続き上述の施策を通じて、解約率の低下を図り、ユーザー層の拡大、顧客単価の上昇により獲得利益を増加させ、各事業における緻密な予算管理を通じて、正常収益率を向上させていきます。具体的には2025年12月期において連結のEBITDAマージン15％の達成を目指します。

b.事業を超えたシナジーの創出

経済情報を取り扱う当社グループにおいては、これまで、グループで展開する複数の各サービスにおいて、蓄積してきた豊富なデータ、制作してきた多様なコンテンツ、広範囲に築いてきた人的ネットワークを有します。また各サービスは、当該サービスを創出し成長させてきた開発、営業、マーケティング、管理といった機能を有しています。これらのコンテンツや機能をグループで最大限有効活用し、サービスの付加価値やグループ全体の競争力を一層向上させることが最重要課題の一つであると考えています。

当社グループはこれまで、サービスごとに執行役員体制を執り、各担当執行役員に権限委譲を進めることで、事業ごとに迅速な意思決定ができるようにしてきました。

各サービスが一定規模に立ち上がり、ビジネスとして軌道に乗った段階を見計らい、2020年12月期において、各サービスを超えたシナジー創出を目指して「SPEEDA」「FORCAS」「INITIAL」といった国内のB2B SaaS事業を一気通貫で統括する経営体制へと変更し、2021年４月においては、当社の完全子会社である株式会社FORCAS及び同じく完全子会社である株式会社INITIALを吸収

合併しました。そして、2021年11月より、SaaS事業とNewsPicks事業の融合によるシナジーの創出を目的として、当社子会社である株式会社ニューズピックスの代表を当社代表取締役Co-CEOである稲垣裕介と佐久間衡とする体制に変更しました。

また、2022年12月期よりグループ執行役員制度を導入しました。当該制度においては、グループ全体の中から、グループの重要経営課題に合わせてグループ執行役員が毎年選任（任期１年）され、多様なバックグラウンドをもつ経営人材が、ユーザベースグループ全体の視点を持って経営課題に取り組み、パーパスの実現とグループ全体の経営目標の達成にコミットします。2022年12月期のグループ執行役員としては13名が選任されています。

以上の取り組みにより、当社グループにおいてシナジーを最大限創出し、パーパスである「経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」の実現を目指していきます。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (2020年12月期)	第14期 (2021年12月期)
売上高（百万円）	9,340	12,521	13,809	16,063
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	533	△1,429	△281	1,576
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	610	△1,620	△6,472	589
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	20.42	△51.35	△186.58	16.07
総資産（百万円）	18,804	20,958	15,915	20,286
純資産（百万円）	6,316	7,131	7,118	9,970

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第12期から適用しており、第11期の総資産は遡及修正後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (2020年12月期)	第14期 (2021年12月期)
売上高（百万円）	3,615	4,529	5,318	7,893
経常利益（百万円）	799	1,182	1,258	1,202
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	292	1,039	△9,051	491
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	9.78	32.93	△260.93	13.39
総資産（百万円）	17,320	21,321	12,615	14,747
純資産（百万円）	6,255	9,417	6,517	7,055

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第12期から適用しており、第11期の総資産は遡及修正後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海優則倍思信息科技有限公司	806千人民元	100.0%	経済情報プラットフォーム「SPEEDA」の中国市場開拓及び販売代理、業界レポート等の執筆
株式会社ミーミル	10百万円	100.0%	法人向けサービス「SPEEDA EXPERT RESEARCH」、エキスパートデータベース「NewsPicks Expert」の開発・運営
株式会社ニューズピックス	200百万円	100.0%	ソーシャル経済メディア「NewsPicks」の開発・運営
株式会社NewsPicks Studios	367百万円	66.7%	動画コンテンツの制作・販売
株式会社アルファドライブ	30百万円	100.0%	新規事業開発特化型の総合支援プロダクト「Incubation Suite」の開発・運営及びコンサルティングサービスの提供
株式会社UB Ventures	35百万円	100.0%	ファンド事業の運営
UBV Fund-Ⅰ投資事業有限責任組合	2,130百万円	8.5%	UB Venturesの運営するファンド
UBV Fund-Ⅰ Growth 投資事業有限責任組合	1,320百万円	13.6%	UB Venturesの運営するファンド
Uzabase USA, Inc.	0.1米ドル	100.0%	新興業界分析プラットフォーム「SPEEDA Edge」の開発・運営、北米地域における地域統括会社

(注) 連結子会社であった株式会社INITIALと株式会社FORCASは、2021年4月1日付で当社が吸収合併しました。

(4) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,236
株式会社みずほ銀行	634
株式会社商工組合中央金庫	612
株式会社三井住友銀行	358

2．会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　104,000,000株

② 発行済株式の総数　36,749,868株　（自己株式258株を除く）

③ 株主数　5,984名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新野　良介	6,019,596株	16.4%
梅田　優祐	4,543,400株	12.4%
稲垣　裕介	2,482,800株	6.8%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,145,400株	5.8%
株式会社TBSホールディングス	984,700株	2.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	890,800株	2.4%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	785,500株	2.1%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	741,900株	2.0%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	718,400株	2.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	690,400株	1.9%

（注）持株比率は、自己株式（258株）を控除して計算しています。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2021年12月31日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役 (共同経営者)	稲垣　裕介	株式会社ニューズピックス　代表取締役 株式会社UB Datatech　取締役 株式会社カンリー　社外取締役
代表取締役 (共同経営者)	佐久間　衡	株式会社ニューズピックス　代表取締役 株式会社ミーミル　取締役
取締役	松井　しのぶ	パナソニック株式会社　社外取締役 ユニファ株式会社　社外取締役（監査等委員）
取締役	梅田　優祐	－
取締役	平野　正雄	株式会社エム・アンド・アイ　代表取締役社長 早稲田大学商学学術院　教授 Spiral Capital株式会社　取締役会長 株式会社プレイド　社外取締役
取締役	浅子　信太郎	窪田製薬ホールディングス株式会社　社外取締役 Kura Sushi USA, Inc.　社外取締役 7-Eleven, Inc.　社外取締役
取締役 (監査等委員)	琴坂　将広	慶應義塾大学総合政策学部　准教授 株式会社ユーグレナ　社外取締役 ラクスル株式会社　社外取締役（監査等委員） アピリッツ株式会社　社外取締役
取締役 (監査等委員)	松本　真輔	中村・角田・松本法律事務所　パートナー ビートレンド株式会社　社外監査役 スマートニュース株式会社　社外監査役
取締役 (監査等委員)	酒井　由香里	株式会社ユナイテッドアローズ　社外取締役（常勤監査等委員） 大平洋金属株式会社　社外取締役

（注）1　取締役平野正雄氏及び浅子信太郎氏並びに取締役（監査等委員）琴坂将広氏、松本真輔氏及び酒井由香里氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。

2　当社は、内部監査部門を設置しており、同部門が内部監査業務を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定していません。

3　当社は、取締役平野正雄氏及び浅子信太郎氏並びに取締役（監査等委員）琴坂将広氏、松本真輔氏及び酒井由香里氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

4　取締役（監査等委員）松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する豊富な知見を有しています。

5　取締役（監査等委員）酒井由香里氏は、金融機関等での業務経験があり、財務・会計含む金融関連の豊富な知見を有しています。

6　代表取締役佐久間衡氏は、事業年度末日後の2022年２月１日付で株式会社アルファドライブの取締役に就任しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めています。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）２名及び監査等委員である社外取締役３名と責任限定契約を締結しています。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び執行役員、子会社の監査役であります。

④ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	６名 （２名）	100百万円 （　14百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３名 （３名）	21百万円 （　21百万円）
合計	９名	122百万円 （　36百万円）

（注）１　上記支給人員の合計は、実支給人数です。
　　２　取締役に対する業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はありません。

⑤　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針について、取締役会にて決議しています。

下記方針に記載のとおり、当社では取締役会が個人別の役員（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定権限を有しており、取締役会は決定にあたり、任意に設置した指名報酬委員会における審議、答申を参考にします。同指名報酬委員会は、個人別の基本報酬金額の決定方法が公正妥当であるか、個人別の報酬が職責に照らして妥当であるか否か等について審議します。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年３月28日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額10億円以内（うち社外取締役分は年額１億5,000万円以内）と決議され、監査等委員である取締役については年額１億円以内と決議されています。なお、決議当時の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）が４名（うち社外取締役は２名)、監査等委員である取締役が３名です。

当社の報酬制度や報酬水準、当事業年度における当社の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、任意に設置した指名報酬委員会において審査・議論し、取締役会において決議しています。任意に設置した指名報酬委員会は、取締役により構成され、委員の過半数を社外取締役が占める体制としています。当期における業務執行を担う常勤取締役の個人別の報酬等の額は、各取締役が自身の管掌範囲、職責、競合他社の水準、業績等をもとに社内で定められた基準に照らして提案を行い、任意に設置した指名報酬委員会及び取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業規模と市場水準を加味して、任意に設置した指名報酬委員会および取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。

かかる方法に基づき役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は決定されるため、役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

(a)基本方針

(ⅰ)当社のパーパスである「経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」の実現のために、持続的な企業価値向上に貢献する国内外の卓越した人材を取締役として登用できる報酬水準を目指していきます。

(ⅱ)報酬金額は、責任の範囲、リスク、貢献等が反映された公正な内容になるように設計します。

(ⅲ)Growth Togetherの精神に基づき、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とします。

(ⅳ)当社をとりまく様々なステークホルダーの皆様に対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とします。

(b)指名報酬委員会（任意）によるガバナンス

(ⅰ)当社は、取締役及びグループ執行役員の候補者の決定に対する透明性・客観性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として指名報酬委員会を任意に設置しています。

(ⅱ)任意に設置した指名報酬委員会では、取締役及びグループ執行役員の指名・報酬に関する選任基準・方針を策定し、候補者を審議するとともに、将来の役員候補となりうる人材についても協議します。

(ⅲ)任意に設置した指名報酬委員会の委員長は独立社外取締役とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成されることにより、客観性・公正性を担保しています。

(ⅳ)全ての取締役報酬は、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、株主総会における決議に基づき、取締役会の決議（監査等委員である取締役を除く。）又は監査等委員である取締役の協議（監査等委員である取締役に限る。）により決定されます。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

a. 取締役平野正雄氏は、株式会社エム・アンド・アイの代表取締役社長、早稲田大学商学学術院の教授、Spiral Capital株式会社の取締役会長及び株式会社プレイドの社外取締役です。早稲田大学、Spiral Capital株式会社は、当社又は当社子会社のサービスの販売先ですが、その取引額は当社又は当社子会社の売上高の0.1％以下であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しないと判断しています。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

b. 取締役浅子信太郎氏は、窪田製薬ホールディングス株式会社の社外取締役、7-Eleven, Inc.の社外取締役及びKura Sushi USA, Inc.の社外取締役です。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

c. 取締役（監査等委員）琴坂将広氏は、慶應義塾大学総合政策学部の准教授、株式会社ユーグレナの社外取締役、ラクスル株式会社の社外取締役（監査等委員）及びアピリッツ株式会社の社外取締役です。慶應義塾大学、株式会社ユーグレナ、ラクスル株式会社及びアピリッツ株式会社は、当社又は当社子会社のサービスの販売先又は委託先ですが、その取引額は当社又は当社子会社の売上高の0.1％以下であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当しないと判断しています。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

d. 取締役（監査等委員）松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナー、ビートレンド株式会社及びスマートニュース株式会社の社外監査役です。スマートニュース株式会社は、当社又は当社子会社のサービスの販売先ですが、その取引額は当社又は当社子会社の売上高の0.1％以下であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがあるとされる事項には該当しないと判断しています。その他については、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

e. 取締役（監査等委員）酒井由香里氏は、株式会社ユナイテッドアローズの社外取締役（常勤監査等委員）及び大平洋金属株式会社の社外取締役です。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	平野　正雄	当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っています。また、実効性評価を始めとするコーポレート・ガバナンス強化のための取締役会によるモニタリング強化施策を担当し、また、2021年９月より任意で設置した指名報酬委員会の委員長を務めています。
取締役	浅子　信太郎	当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに出席し、主に経営者、会計財務専門家及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っています。また、取締役会議長として、取締役会の運営強化を担当しています。
取締役 (監査等委員)	琴坂　将広	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査等委員会16回中16回全てに出席し、主に経営コンサルティング業務及び学者としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っています。また、当事業年度中においては全社経営会議、Diversity & Inclusion Committeeに適宜出席するなど、重要事業のモニタリングを実施するとともに知見の提供を行っています。
取締役 (監査等委員)	松本　真輔	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査等委員会16回中16回全てに出席し、主に弁護士及び社外監査役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っています。また、監査等委員会の委員長を務め、リスク・コンプライアンス観点からのモニタリング強化に尽力しています。
取締役 (監査等委員)	酒井　由香里	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査等委員会16回中16回全てに出席し、主に財務・会計の知識を含む豊富な知識及び上場会社監査等委員としての経験を通じて培った専門的知見からの発言を適宜行っています。また、2021年９月まで、任意で設置した指名報酬委員会の委員長を務めました。

連結貸借対照表

（2021年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	12,337	【流動負債】	7,464
現金及び預金	10,613	買掛金	484
受取手形及び売掛金	1,147	一年内償還予定の社債	102
その他	586	一年内返済予定の長期借入金	1,218
貸倒引当金	△9	未払法人税等	381
		賞与引当金	272
【固定資産】	7,896	拠点撤退損失引当金	194
【有形固定資産】	271	前受収益	2,784
建物	273	その他	2,026
工具、器具及び備品	474	【固定負債】	2,852
その他	65	社債	72
減価償却累計額	△542	長期借入金	2,622
【無形固定資産】	1,418	その他	157
のれん	718	負債合計	10,316
その他	700	純資産の部	
【投資その他の資産】	6,206	【株主資本】	6,422
投資有価証券	2,605	資本金	7,188
繰延税金資産	3,217	資本剰余金	6,124
その他	382	利益剰余金	△6,889
		自己株式	△0
【繰延資産】	52	【その他の包括利益累計額】	74
		その他有価証券評価差額金	26
		為替換算調整勘定	47
		【新株予約権】	9
		【非支配株主持分】	3,464
		純資産合計	9,970
資産合計	20,286	負債及び純資産合計	20,286

連結損益計算書

（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		16,063
売上原価		6,283
売上総利益		9,780
販売費及び一般管理費		8,319
営業利益		1,460
営業外収益		
受取利息	4	
投資有価証券売却益	303	
その他	46	355
営業外費用		
支払利息	20	
投資有価証券評価損	55	
株式交付費償却	35	
投資事業組合管理費	101	
その他	26	239
経常利益		1,576
特別利益		
投資有価証券評価益	149	
その他	1	151
特別損失		
減損損失	289	
拠点撤退損失引当金繰入額	210	
その他	12	512
税金等調整前当期純利益		1,214
法人税、住民税及び事業税	389	
法人税等調整額	49	438
当期純利益		776
非支配株主に帰属する当期純利益		187
親会社株主に帰属する当期純利益		589

貸借対照表

（2021年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	6,330	【流動負債】	4,990
現金及び預金	4,985	買掛金	194
売掛金	185	一年内償還予定の社債	102
前払費用	267	一年内返済予定の長期借入金	1,218
関係会社短期貸付金	570	未払金	593
その他	370	未払法人税等	278
貸倒引当金	△48	前受収益	2,124
		その他	478
【固定資産】	8,363		
【有形固定資産】	234	【固定負債】	2,701
建物	261	社債	72
工具、器具及び備品	339	長期借入金	2,622
その他	64	その他	6
減価償却累計額	△431	負債合計	7,691
【無形固定資産】	445	純資産の部	
ソフトウェア	379	【株主資本】	7,030
その他	65	資本金	7,188
【投資その他の資産】	7,683	資本剰余金	7,142
投資有価証券	320	資本準備金	7,142
関係会社株式	3,490	利益剰余金	△7,299
その他の関係会社有価証券	309	その他利益剰余金	△7,299
関係会社長期貸付金	407	繰越利益剰余金	△7,299
繰延税金資産	2,885	自己株式	△0
その他	270	【評価・換算差額等】	15
		その他有価証券評価差額金	15
【繰延資産】	52	【新株予約権】	9
		純資産合計	7,055
資産合計	14,747	負債及び純資産合計	14,747

損益計算書

（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		7,893
売上原価		2,466
売上総利益		5,426
販売費及び一般管理費		4,709
営業利益		717
営業外収益		
受取利息	14	
受取手数料	358	
受取地代家賃	115	
その他	72	561
営業外費用		
支払利息	20	
株式交付費償却	35	
支払手数料	10	
その他	11	76
経常利益		1,202
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	72	
その他	1	73
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	406	
その他	1	408
税引前当期純利益		867
法人税、住民税及び事業税	190	
法人税等調整額	186	376
当期純利益		491

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月15日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

和　泉　監　査　法　人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　加藤　雅之

代表社員
業務執行社員　公認会計士　田中　量

代表社員
業務執行社員　公認会計士　石田　真也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーザベースの2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月15日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

和　泉　監　査　法　人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　加藤　雅之

代表社員
業務執行社員　公認会計士　田中　量

代表社員
業務執行社員　公認会計士　石田　真也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザベースの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を 閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月17日

株式会社ユーザベース　監査等委員会

監査等委員　　松本　真輔　　印

監査等委員　　琴坂　将広　　印

監査等委員　　酒井　由香里　　印

（注）監査等委員松本真輔、琴坂将広及び酒井由香里は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

大企業とスタートアップの連携による新たな価値の創造を実現することを目的として、本店を東京都千代田区丸の内に移転します。それに伴い、現行定款第３条に定める本店所在地を「東京都港区」から「東京都千代田区」に変更するものであります。なお、この変更につきましては、2022年５月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除することといたします。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会書類の電子提供制度導入に備えるため、①株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる旨の規定、及び書面交付請求をした株主に交付する書面の記載事項の範囲を限定するための規定の新設、②現行定款第14条に定める株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定の削除、並びに③上記規定の新設・削除に伴い効力発生日等に関する附則を設けるべく、当社定款を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	《削除》

現行定款	変更案
《新設》	（電子提供措置等） 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
《新設》	（附則） 第２条 第３条（本店の所在地）の変更は、2022年5月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則第２条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。 第３条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 ３　本附則第３条は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）６名全員は、任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しています。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	稲垣（いながき）　裕介（ゆうすけ） (1981年５月12日生)	2004年４月 アビームコンサルティング株式会社入社 2008年４月 当社設立取締役 2017年４月 当社代表取締役（現任） 2017年４月 株式会社ニューズピックス代表取締役 2021年10月株式会社カンリー社外取締役（現任） 2021年10月株式会社UB Datatech設立取締役（現任） 2021年11月株式会社ニューズピックス代表取締役（現任） （重要な兼職状況） 株式会社ニューズピックス代表取締役 株式会社UB Datatech取締役 株式会社カンリー社外取締役	2,483,294株
2	佐久間（さくま）　衡（たいら） (1982年１月31日生)	2007年４月 UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 2013年１月 当社入社 2013年７月 当社執行役員 2017年１月 株式会社INITIAL代表取締役 2017年４月 株式会社ミーミル取締役（現任） 2017年８月 株式会社FORCAS設立代表取締役 2020年３月 当社取締役 2021年１月 当社代表取締役（現任） 2021年11月株式会社ニューズピックス代表取締役（現任） 2022年２月 株式会社アルファドライブ取締役（現任） （重要な兼職状況） 株式会社ニューズピックス代表取締役 株式会社ミーミル取締役 株式会社アルファドライブ取締役	60,989株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
3	松井　しのぶ (1977年１月27日生)	公認会計士 1999年10月太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2001年10月プライスウォーターハウスクーパース税務事務所（現PwC税理士法人）入所 2014年３月 当社監査役 2015年８月 当社監査役退任 当社入社 2018年１月 当社執行役員（コーポレート統括） 2019年１月 当社執行役員Chief Operating Officer 2020年１月 当社執行役員Chief People and Administrative Officer 2021年３月 当社取締役Chief People and Administrative Officer就任（現任） 2021年５月 ユニファ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年６月 パナソニック株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職状況） パナソニック株式会社社外取締役 ユニファ株式会社社外取締役（監査等委員）	6,982株
4	梅田　優祐 (1981年４月26日生)	2004年４月 株式会社コーポレイトディレクション入社 2007年２月 UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 2008年４月 当社設立代表取締役 2015年４月 株式会社ニューズピックス設立代表取締役 2017年11月当社代表取締役 2018年５月 株式会社ニューズピックス代表取締役 2018年７月 Quartz Media, Inc.取締役 2020年12月当社代表取締役及び株式会社ニューズピックス代表取締役退任 2021年１月 当社取締役（現任） （重要な兼職状況） なし	4,543,400株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
5	平野（ひらの）　正雄（まさお） (1955年８月30日生)	1980年４月 日揮株式会社入社 1987年11月マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 1993年７月 同社パートナー 1998年７月 同社ディレクター・日本支社長 2007年11月カーライル・ジャパン・エルエルシーマネージングディレクター・日本共同代表 2012年１月 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長（現任） 2012年４月 早稲田大学商学学術院教授（現任） 2015年５月 デクセリアルズ株式会社社外取締役 2016年８月 株式会社ロコンド社外取締役（監査等委員） 2017年６月 株式会社LITALICO社外取締役（監査等委員） 2019年３月 当社社外取締役（現任） 株式会社プレイド社外取締役（現任） 2019年８月 Spiral Capital株式会社取締役会長（現任） （重要な兼職状況） 株式会社エム・アンド・アイ代表取締役社長 早稲田大学商学学術院教授 Spiral Capital株式会社取締役会長 株式会社プレイド社外取締役	1,484株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
6	※井川（いがわ）　沙紀（さき） (1980年10月10日生)	2003年４月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社 2006年４月 株式会社エムアウト入社 2010年６月 プレッツェルジャパン株式会社入社 2013年９月 株式会社トリドール入社 2014年11月Blue Bottle Coffee Japan合同会社入社 2015年６月 同社取締役 2018年11月BLUE BOTTLE COFFEE Inc. 転籍、VP of Experience（体験担当役員） 2019年８月 同社Asia President 2020年10月同社Chief Brand Officer 2021年７月 ヤーマン株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職状況） ヤーマン株式会社社外取締役	ー株

（注）１　※印は、新任の取締役候補者であります。

２　各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

３　各取締役候補者の所有する当社株式の数にはユーザベース役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

４　平野正雄及び井川沙紀の両氏は、社外取締役候補者であります。平野正雄氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、井川沙紀氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

５　稲垣裕介氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から取締役として、また2017年４月からは代表取締役として、当社グループの組織づくりを牽引し、事業の発展に尽力してきており、今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したためであります。

６　佐久間衡氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2013年に当社入社後、2017年７月まで「SPEEDA」日本事業の責任者を務めており、その後、当社子会社である株式会社FORCAS及び株式会社INITIAL（両社は2021年４月に当社が吸収合併）の代表取締役として当社グループの事業の発展に尽力しており、また、2020年３月からは当社取締役として、2021年１月からは当社代表取締役として当社経営全般を牽引してきており、今後の更なる事業拡大に適切な役割を期待できると判断したためであります。

７　松井しのぶ氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2015年８月に当社入社後、2018年に当社の管理部門の執行役員に就任し、幅広い管理分野の知見によりコンプライアンス体制の構築やコーポレートプロジェクトの実現等により当社経営を支えてきており、また2021年３月からは当社取締役として当社経営の管理体制全般を牽引しており、今後の更なる経営管理体制強化及びモニタリングに必要な役割を期待できると判断したためであります。

８　梅田優祐氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業から代表取締役として事業の発展を牽引してきており、2020年12月をもって当社代表取締役を退任した後も、その能力と経験を

もって当社の経営に対するガバナンスを効かせる役割を期待できると判断したためであります。

9　当社は平野正雄氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

10　平野正雄氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社、コンサルティング会社や投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。

11　平野正雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。

12　井川沙紀氏の選任が承認された場合、当社は、当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

13　井川沙紀氏を社外取締役候補者とした理由は、米国における経営経験、ブランディングの知見、他社での社外役員としての経験等豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。

14　当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為をおこなった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役酒井由香里氏が辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	浅子（あさこ）　信太郎（しんたろう） (1974年６月14日生)	1998年８月 アーサー・アンダーセン LLP入社 2002年６月 KPMG LLP入社 2005年７月 メディシノバ・インク財務・経理部ヴァイス・プレジデント 2006年11月同社最高財務責任者 2011年７月 DeNA West財務部ヴァイス・プレジデント 2012年１月 同社最高財務責任者 2013年10月同社最高経営責任者・最高財務責任者 2015年６月 Accucela, Inc.社外取締役（現任） 2016年３月 窪田製薬ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2017年２月 DeNA Corp最高経営責任者・最高財務責任者 2017年４月 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員経営企画本部長 2017年７月 同社執行役員CFO経営企画本部長 2019年７月 7-Eleven, Inc.社外取締役（現任） 2019年８月 Kura Sushi USA, Inc.社外取締役（現任） 2019年11月メドメイン株式会社取締役 2019年12月株式会社イングリウッド社外取締役（現任） 2020年３月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職状況） 窪田製薬ホールディングス株式会社社外取締役 Kura Sushi USA, Inc.社外取締役 7-Eleven, Inc.社外取締役	1,137株

（注）１　浅子信太郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２　候補者の所有する当社株式の数にはユーザベース役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

３　浅子信太郎氏は、社外取締役候補者であります。浅子信太郎氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4　当社は浅子信太郎氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5　浅子信太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、米国及び日本の事業会社を通じた財務・経営管理に関する豊富な知識と経験を基に、当社の今後の事業の成長に対して適切なアドバイスをいただくとともに、当社の経営に対するガバナンスを効かせていただくためであります。
6　浅子信太郎氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。
7　当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしています。保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為をおこなった役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年３月28日開催の第11回定時株主総会において、年額10億円以内（うち社外取締役分は年額１億5000万円以内。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、第６号及び第８号議案が原案どおり承認可決された場合、後述のとおり新たに事後交付による株式報酬制度及び新株予約権に関する報酬等を導入いたします。これは、中長期的な当社の業績拡大、グローバル化及び企業価値の増大を目指すにあたり、起業家目線・経営者目線・株主目線を持つ役職員を増やし、また国内外に通用する制度・報酬水準を設計することによって優秀な人材を確保することを目的とするものです。

つきましては、当該株式報酬制度の導入に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（ただし、事後交付型株式報酬及びストックオプション以外に係る報酬の額。）を年額10億円以内から年額５億円以内（うち社外取締役分は年額7500万円以内）にさせていただきたく、あわせてご承認をお願いいたします。（なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。

当社は、事業報告記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針を定めておりますが、本議案、第６号及び第８号の議案が承認可決された場合には、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、上述の目的の下、固定報酬に加え中長期インセンティブとしての株式報酬（事後交付型株式報酬及びストックオプション又はそのいずれか一方）を支給する内容に変更することを予定しております。

本議案に係る報酬等の額は、上記方針を前提として固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、各取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の任意の指名報酬委員会における審議、答申を参考に当社取締役会で決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役２名）となります。

本議案は、第６号議案及び第８号議案が承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2019年３月28日開催の第11回定時株主総会において、年額１億円以内とご承認いただいておりますが、第７号議案及び第９号議案が原案どおり承認可決された場合、後述のとおり、新たに事後交付による株式報酬制度を導入いたします。つきましては、当該株式報酬制度の導入とともに、監査等委員である取締役の報酬額（ただし、事後交付型株式報酬及びストックオプション以外に係る報酬の額。）を年額１億円以内から年額5000万円以内にさせていただくことを、あわせてご承認をお願いいたします。

なお、各監査等委員への具体的な支給時期および配分については、各監査等委員の協議で決定することといたします。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員の職責に照らして相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）ですが、第３号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

本議案は、第７号議案及び第９号議案が承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付による株式報酬制度に係る報酬等の額設定の件

持続的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第４号議案及び第８号議案が原案どおり承認可決された場合、第４号議案記載の報酬枠とは別枠で、年額２億5000万円以内（うち社外取締役分は年額4000万円以内。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「支給対象取締役」といいます。）に対し、新たに事後交付による下記株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案は、Growth Togetherの精神に基づき、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とすることを基本方針として示した、事業報告記載の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に沿う内容であって、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、支給対象取締役に１年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2022年２月17日時点）に占める割合は１％以下であります。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役２名）となります。

記

1. 本制度の概要

本制度は、支給対象取締役に対して、各支給対象取締役の役割の大きさ等に応じた特定数のユニットを事前に支給し、原則として、１年間の間で当社取締役会が定める期間（以下「権利算定期間」という。）において、支給対象取締役が継続して当社または当社関係会社の取締役、執行役又は従業員であること（以下「継続勤務」という。）を条件として、支給されたユニット数のうち当社取締役会が定める割合のユニット数を確定させ、確定したユニット数に応じた当社普通株式を交付する株式報酬です。

当社は、各支給対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各支給対象取締役に支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

2. 本制度における報酬等の額および算定方法等

(1) 支給対象取締役に交付される株式の数の上限および算定方法

支給対象取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は年200,000株以内（うち社外取締役分は30,000株以内）とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

当社は、権利算定期間における継続勤務を条件として、支給されたユニット数のうち当社取締役会が定める割合で確定されるユニットの数に対応した当社普通株式（１ユニット当たり１株）を交付します。

(2) 当社が付与する金銭報酬債権の上限および算定方法

本制度上のユニットに係る金銭報酬債権の総額は、上述のとおり、年額２億5000万円以内（うち社外取締役分は年額4000万円以内。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とします。

各支給対象取締役に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることにより算定されます。

3. その他

(1) ユニットの消滅事由等

支給対象取締役が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部または一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由またはその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めたときは、支給対象取締役は、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部もしくは一部または相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

(2) 組織再編時の取扱い

当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議に基づき、交付する当社普通株式の数等および時期または金銭の額等を調整する場合があります。

4. 本制度導入に関する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、事業報告記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針を定めておりますが、本議案、第４号及び第８号の議案が承認可決された場合には、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、固定報酬に加え中長期インセンティブとしての株式報酬（事後交付型株式報酬及びストックオプション又はそのいずれか一方）を支給する内容に変更することを予定しております。

第７号議案　監査等委員である取締役に対する事後交付による株式報酬制度導入に伴う報酬等の額設定の件

持続的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第５号議案及び第９号議案が原案どおり承認可決された場合、第５号記載の報酬枠とは別枠で、年額2500万円以内で、当社の監査等委員である取締役（以下「支給監査等委員」といいます。）に対し、新たに事後交付による下記株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

各支給監査等委員への具体的な支給時期および配分については、下記を踏まえ、監査等委員である取締役の協議で決定することといたします。本議案において、支給監査等委員に１年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2022年２月17日時点）に占める割合は１％以下であることと、支給監査等委員の職責に照らすと、本議案の内容は、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）ですが、第３号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

記

1. 本制度の概要

本制度は、支給監査等委員に対して、各支給監査等委員の役割の大きさ等に応じた特定数のユニットを事前に支給し、原則として、１年間の間で当社取締役会が定める期間（以下「権利算定期間」という。）の継続勤務を条件として、支給されたユニット数のうち当社取締役会が定める割合のユニット数を確定させ、確定したユニット数に応じた当社普通株式を交付する株式報酬です。

当社は、各支給監査等委員に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各支給監査等委員に支給し、各支給監査等委員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

2. 本制度における報酬等の額および算定方法等

(1) 支給監査等委員に交付される株式の数の上限および算定方法

支給監査等委員が交付を受ける当社普通株式の総数は年20,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の

総数を合理的に調整することができます。
当社は、権利算定期間における継続勤務を条件として、支給されたユニット数のうち当社取締役会が定める割合で確定されるユニットの数に対応した当社普通株式（1ユニット当たり1株）を交付します。

(2) 当社が付与する金銭報酬債権の上限および算定方法
本制度上のユニットに係る金銭報酬債権の総額は、上述のとおり、年額2500万円以内とします。
各支給監査等委員に支給される金銭報酬債権の額は、ユニットが確定し、交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることにより算定されます。

3. その他
(1)ユニットの消滅事由等
支給監査等委員が、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部または一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、かかる事由またはその原因となる行為が確定前に存在していたことが判明した場合において当社が相当と認めたときは、支給監査等委員は、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部もしくは一部または相当する額の金銭を無償で返還するものとします。

(2) 組織再編時の取扱い
当社は、当社普通株式交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議に基づき、交付する当社普通株式の数等および時期または金銭の額等を調整する場合があります。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

持続的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権（以下「ストックオプション」といいます。）に関する報酬等の額を年額２億5000万円以内（うち社外取締役分は年額4000万円以内。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定めること及びその内容につき、ご承認をお願いいたします。

なお、当該ストックオプションに関する報酬等の額は、割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される各ストックオプションの公正価値に取締役に割り当てるストックオプションの個数を乗じて算出いたします。

なお、第４号議案が原案通り承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額５億円以内（うち社外取締役分は年額7500万円以内。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）となります。

当社は、事業報告記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する方針を定めておりますが、本議案、第４号及び第６号の議案が承認可決された場合には、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、固定報酬に加え中長期インセンティブとしての株式報酬（事後交付型株式報酬及びストックオプション又はそのいずれか一方）を支給する内容に変更することを予定しております。

本議案は、Growth Togetherの精神に基づき、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とすることを基本方針として示した、事業報告記載の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に沿う内容であって、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、支給対象取締役に発行されるストックオプションが全て行使された場合の株式総数の発行済株式総数（2022年２月17日時点）に占める割合は1.0％以下であります。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

なお、各支給対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の指名報酬委員会における審議、答申を参考に当社取締役会で決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名（うち社外取締役２名）となります。

【新株予約権の内容】

(1) 新株予約権の数の上限

200,000個を各事業年度に係る株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とする。

ただし、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から５年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、30日から３年の間で当社取締役会が定める期間が経過した後に、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のうち当社取締役会が定める個数について権利が確定するものとし、(以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位を失った場合には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

②その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

第９号議案　監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

持続的な企業価値の向上及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠として、当社の監査等委員である取締役に対するストックオプションに関する報酬等の額を年額2,500万円以内と定めること及びその内容（詳細は、【新株予約権の内容】をご覧ください。）につき、ご承認をお願いいたします。なお、当該ストックオプションに関する報酬等の額は、割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出される各ストックオプションの公正価値に取締役に割り当てるストックオプションの個数を乗じて算出いたします。

なお、第５号議案が原案通り承認可決されますと、当社の監査等委員である取締役の報酬額は、年額5,000万円以内となります。

各支給監査等委員への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議で決定することといたします。本議案において、支給監査等委員に発行されるストックオプションが全て行使された場合の株式総数の発行済株式総数（2022年２月17日時点）に占める割合は1.0％以下であることと、支給監査等委員の職責に照らすと、本議案の内容は相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は、３名（うち社外取締役３名）ですが、第３号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である取締役は、３名（うち社外取締役３名）となります。

【新株予約権の内容】

（1）新株予約権の数の上限

20,000個を各事業年度に係る株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的である株式の数は１株とする。

ただし、本議案の決議日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から５年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権は、30日から３年の間で当社取締役会が定める期間が経過した後に、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のうち当社取締役会が定める個数について権利が確定するものとし、（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位を失った場合には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

②その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契

約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

③新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

以上

〈メ　モ　欄〉

Our purpose ── 私たちのパーパス

ユーザベースは創業以来、「経済情報で、世界を変える」というミッションのもと多様な事業を生み、成長し続けてきました。
しかし、私たちだけで「世界を変える」という偉業を成し遂げることはできません。目指す世界をしっかり具体化して、そこに共感してくれる企業・個人の方々と一緒に実現していきたいと考えています。
そのため、自分たちだけを向いたミッションではなく、社会と共有するパーパスに変更しました。

「経済情報で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる」 ──このパーパスの実現のため、多様な事業・サービス間の連携を深め、より大きなグループシナジーを生み、さらなる事業成長を目指します。

経済情報の力で、誰もがビジネスを楽しめる世界をつくる

誰もがビジネスを楽しめる世界とは、社会、企業、個人、それぞれのパーパスが調和的に実現されている世界

参加方法のご案内

オフライン株主総会

開催場所

東京都港区六本木七丁目7番7号
TRI-SEVEN ROPPONGI 3階

当日は会場内にて新型コロナウィルス(COVID-19)感染症対策のためにマスクと消毒液を設置しております。

新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。
（招集ご通知発送以降に総会運営に変更が生じた場合も、同じウェブサイトに掲載いたします。）

※株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございません

オンライン株主総会

配信日時

2022年3月25日（金）午後7時から

事前質問受付期間

3月12日（土）午前0時 ～
3月24日（木）午後6時00分

当日のアクセス方法

接続先 https://web.sharely.app/login/uzabase-14

1. 上記のURLを入力いただくか、QRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

▼

2. 接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプ頁をご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/articles/360051199914

質問方法

「当日のアクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、「質問」タブの送信フォームよりご送信ください。